

興津川下流地域における農業水利秩序の変質

五味 武 臣

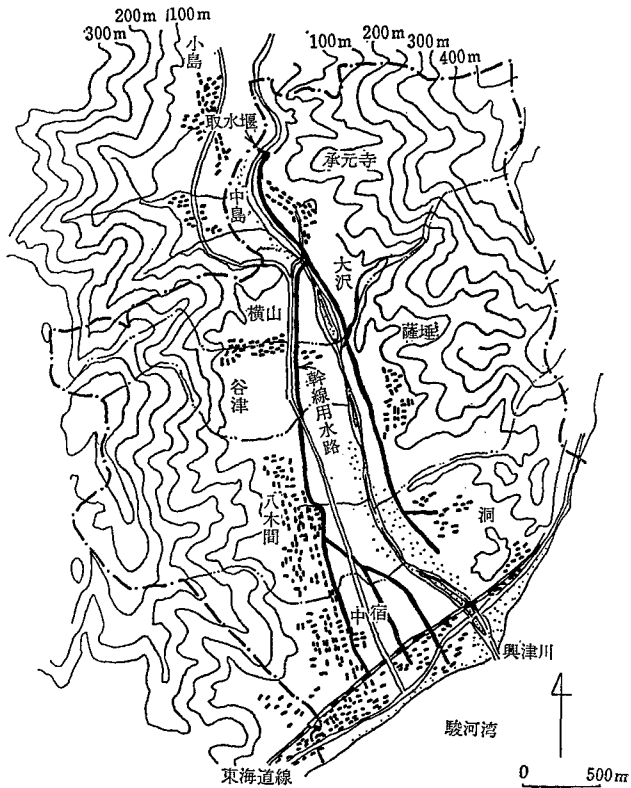
一、はじめに

わが国の農業の中心は、古くから水を大量に使用する水稻栽培であり、その生産力の発展がとくに著しくなったのは、葉山禎作(1)によれば人工的な組織灌漑が一般化した近世以降であった。この間の水田開発の展開傾向を古島敏雄(2)は治水・灌漑技術の発展にともなった山麓部から平地部への拡大、さらに小河川沿岸地域から大河川沿岸地域への拡大としてまとめている。しかし、治水・灌漑技術の適応は洪水の防禦・用水源の確保に限られ、灌漑組織の末端部における配水・排水にまで及んでいなかった。このため用水の管理者と実際の使用者をみても小農制による生産様式下で、相互に結合した共同体的な農業水利をいまに続けさせている。しかし、これは決して固定的なものではなく、歴史的発展段階の過程でみられる技術的・経営的・社会経済的な変化に対応して変質をとげるものと考えられる。

明治以降も、用水改良が進み水利団体の法制化の進んだ大河川下流地域では大規模な灌排水事業や耕地整理の結果

落を事例として研究を進める。

承元寺部落(5)は旧藩政村で清見寺の寺領であった。興津川下流地域の諸部落はいずれも旧藩政村で天領(中宿・八木間・洞)、旗本領(横山・薩埵)、大名領(谷津)などに分れていた(6)。そのため、農業水利秩序もそれぞれ独



第1図 興津川下流地域

農業水利秩序が変質をとげている。これらの事例は数多く報告(3)されている。これに比較して、中小河川地域や溜池灌漑地域では近世以降の申合せ組合や部落によって農業用水が非法人格のまま管理され、そのもとで農業生産が行なわれている。そこで、筆者は従来あまり研究対象となっていない中小河川灌漑地域を選んで農業水利と村落の社会経済的変化を通じて生ずる農業水利秩序の変質をみる。

具体的事例としては興津川下流域(4)に位置する(第一図)承元寺部

自の機構を保持していた。

承元寺は興津川によってできた狭い扇状地性低地と段丘面、標高三〇〇〜四〇〇mの急傾斜(二〇〜三〇度)をもつ山地よりなっている。この低地と段丘面が水田に利用され、低地水田の日減水深は一日八五mmと大きく、いわゆる「ざる田」と呼ばれている。総面積二〇〇haのうち低地と段丘面の占める面積は二二haにすぎない。この低地の用水は興津川より取水していた。興津川は平均流量四・六三毎秒トン、最大流量一三・八九毎秒トン、濁水量二・四三毎秒トンで東海型の荒れ川である。段丘面の用水は部落背後の山地から流出する沢水を利用して来た。このような自然条件(1)をもつ承元寺では、近世以来田畑作をするほか、山地斜面の利用も進んでいた。同部落では、かつて米麦作を中心とする農業が行なわれていたが、一九七〇年現在総戸数六一戸のうち五四戸が農業を営んでいる。その営農内容を耕地面積よりみると、果樹園九〇%、茶園一〇%である。収入一位部門別農家数の比率でもこの比率は変わらない。

二、農業水利秩序の史的展開

農業水利秩序の史的展開を農業水利実態の変化と農業水利の管理運営の変化の両面から以下にみる。

興津川下流地域の諸部落は、近世期において領主を異にしている、いずれも興津川から取水していたが領主の支配の範囲を越えて農業水利のための結びつきはみられなかった。そこで農業水利上の調整がいかに行なわれてきたかを部落間の農業水利として究明する。

部落間の農業水利 各部落とも独自に村地先の興津川から取水していて、取水・配水を目的とする部落同志の結合

や組織はみられなかった。各部落は治水のための川除普請を行ない、川除普請の内容を記した「川除出来形帳」をそれぞれ領主の役所に提出していた。各部落が独自に普請を行ない、部落間の調整が行なわれなかったため、新規に取水堰や川除の「出しせ」を設置した際にときとして部落間に争論が発生した。

各部落の関心事は川除によって既存耕地を保護することと新たに耕地を拡大することであった。このため興津川の対岸部落相互間や上流・下流部落間に争論が生じている。争いの主要原因には新規取水堰設置による耕地の流失、川除の「出し」設置による流路の変化とそれともなう川欠などであった。

この当時には農業水利上の管理運営機構は存在せず、領主または代官所への訴訟をとおして調整されていた。

各部落ごとの個別取水・配水は明治期に入っても続いていたが、一八八九年（明治二二）の興津宿外八ヶ町村の合併後の一八九四年には用水路修理の共同が中宿・八木間の大井用水堰、谷津・八木間・横山の樋橋井堰にみられた。⁹⁾さらに大正初期以降左岸の承元寺・薩埵が共同取水を行っていた。しかし、部落間の分水割合、配水順番などの取決めはみられない。

この当時の農業水利の管理運営は一八八九年の興津町制施行にもなつて町の土木行政の一環として行なわれていた。農業水利上の予算・決算、規約はともに町議会の議決を経て執行されることとなった。

町の農業水利の管理運営にあたる者は、町の土木委員であり、各部落からの用水路の修理箇所、利用状況などの報告に基づいて町全体の土木事業計画を立てていた。この町の土木委員に関して「興津町土木委員ニ関スル規定¹⁰⁾」には、「本町土木委員八名ヲ置き、本町会ニ於テ本町公民中ヨリ之レヲ選挙ス」とあり、土地所有者または耕作者の資格で農業水利の管理運営に参加するのではなく、町住民の資格で参画することになっていた。

明治中期から昭和二〇年代まで農業用水の取水は、興津川右岸の部落と左岸の部落に分れていた。これが一九四九年（昭和二四）には左右両岸の用水取入口の合口が興津町農業協同組合によってなされた。同組合は前身が各部落の部落農会として発足し、産業組合、保証責任組合、農業会を経て一九四八年に設立された。この組合設立の過程で、興津町による農業水利の管理運営が同組合に移管された⁽¹¹⁾。

合口後には興津地区全体に一本の用水路による取水・導水・配水の体制ができた（第一図参照）。同用水路では部落ごとの分水割合はみられず、単に左岸三、右岸七の水田面積に対応した分水が行なわれているにすぎない。

用水合口後の用水の管理運営を用水合口の理由書⁽¹²⁾によってみると、

従来ノ慣例ニ依リ、約參百年前ヨリ用水取入ノ為、前記興津川ニ井堰ヲ設ケ、流水ヲ導入シ興津川ノ左右両岸約百町歩ノ水田ヲ耕作仕来ルガ、毎年度ノ洪水時ノ井堰流失都度修繕、且又河底ノ低下三尺ノ五尺ニ及ビ……中略……毎年度経費ノ増大ニ依リ、耕作者全員ノ世論喚起シ、本年度植付ニ竣功目差シタル……

とある。これによると、取水施設の管理運営費は耕作者負担であった。その負担額が毎年増加したため、取水堰の永久化工事と一本の用水路による導水と配水を行なうこととなった。この合口以降、農業水利の管理運営費用負担は各部落ごとの水田耕作面積を基準として割当てられていた。

この用水路ならびに興津川からの取水権は一九六一年の興津町と清水市の合併後の一九六四年に清水市に売渡された。この売渡しの決定は興津町農業協同組合の総会（水田耕作者以外の者も含まれる）によってなされている。これにより興津川下流地域の興津川からの取水権を前提とした農業水利は消滅した。

部落間の農業水利においては水論、境界論をくりかえしながらしだいに調整が進み、灌漑施設も整備されてきた

が、部落内の農業水利は各部落に一任されている。そこで次に部落内の農業水利の実態と管理運営をみる。

部落内の農業水利 承元寺部落の農業水利は一九四九年の用水合口後も興津川から取水する低地と沢水から取水する段丘面とに分れていて、用水の一本化はなされていない。

大正期の堤防工事が完成する以前、興津川は、しばしば洪水によって水損地（耕地への土砂の流入）や川欠（沿岸の崩壊）を引起していた。したがって農業水利が沖積面に進められるためには耕地が洪水から保護されることが前提となった。そこに至る過程は、対岸小島村との川除論・境界論に示されている。

一六五七年（明暦三）の争論は

一、清見寺領高百四拾七石余之内、中嶋と申所高四石六斗余御座候。先年川荒所ニ成しを承元寺村百姓共前々より牛馬を放飼し、尤作をも仕来し候処ニ、一色忠次郎様御代官所小嶋村之百姓中去年之春、中嶋之川上ニ先規無之川除を仕り処、中嶋は不及申栗原と申所迄秋水落入栗原まで高拾石余川荒所ニ罷成出し候御事。……一項略……一、八年以前寅年小嶋村より先規無之川除を中嶋之川上ニ仕し処、忠次郎様御手代黒川吉兵衛殿迄、清見寺を断りしつ川除早速御とらせ成し節、其時え証拠之出物候御座之事。……一項略……、右之段之旨被御聞届、先規川除を取り、小嶋村より中嶋へ手を入連不申やうニ被仰付候ハハ有難可奉候

という奉行所への「乍恐諍事言上¹³⁾」に始まっている。これによると、承元寺村が放飼、耕作をしていた中島（河床内）という場所が小島村の新規の「出し」によって荒地となったこと。この川除工事は前々から禁止されているので小島村に取払うよう命令してほしいと訴えている。この争論では「……前略……唯今迄無之処新規仕出し事、小嶋村之者不屈候間早々出堤をやぶ里、本川通エ水を落し候様可仕、若凌背候ハハ穿鑿之上急度曲事可申付、為其絵図ニ致裏書双方ニ遣置候也¹⁴⁾」とあるように、小島村が新規「出し」を取払い、従来からの川除によって護岸すること

で解決している。

一八二七年（文政一〇）の争論は小島村の河床内の無断開発に端を発し、川除仕様の取決め⁽¹⁶⁾によって解決している。それによると、

一、川除之儀ハ両村立合間敷相改候処、一番出し元々己午之間長八間半……中略……御絵図面之通少茂相違無御座候、仍之年々二月十五日七月五日為定日両村立合相改候所普請可致候、尤大荒ニ付新出致候節ハ右之通両村立合相改可致普請候、仍之右之芝地此度新田開発候処相違無御座候

とある。これは川除設置の場所とその規模を決め、年々の補修普請は二月十五日と七月五日に両村立合のもとに行なうことである。さらに「為取替申一札之事⁽¹⁶⁾」によると、

……前略……此度両村立合地境相定候上ハ新田開発候儀ハ双方共勝手次第ニ可致候、尤右番出しる四番出し迄之間ハ新田圃として御絵図面ニ洩候新規之川除一切致間敷候事

と自村内の新田開発は自由であるが、これを保護する新規の出しは作らず流作場とすることが決められている。

こうした争論を繰返した川除仕様が興津川筋で確立するのは、近世末から明治初期にかけてである。一八七三年（明治六）の「為取替約定之事⁽¹⁷⁾」によると

……双方和談之上、川除土手舗等ハ、是迄任來之通相心得、地先寄州相成候上ハ、田畑起返ハ勿論双方村方前々之檢地帳ニ応シ、總テ堤川除等従前之通至候

とある。しかし、堤防が確立し、耕地が安定するのは大正期以降の道路整備とそれともなう護岸工事をまっけて後であった。これら治水工事にもなって耕地の起返が行なわれると同時に取水・導水・配水などの諸施設も整備された。しかし、このような河川に近接する沖積地ではいったん治水が確立し、諸施設が整備されると、水田面積に対し

て必要な用水量がほぼ十分に得られるためその後の農業水利についての規制はほとんど現われてこない。すなわち、部落内の各水田ほどの配水路から灌水してもよく、排水についても水路が固定されず、田越灌水も自由であった。

段丘面は古くから開発が進み、屋敷・田畑があったが、山地からの出口付近では出水による水損地や川欠が生じていた。

一七五二年(宝暦二)には、薩埵村との間に村境を流れる大沢の出水を契機として境界論が起り、これが興津中宿町の仲裁によって内済⁽¹⁸⁾している。この取決めをみると、一、六項では村境を確定している。七項には

一、薩埵村地内ニ相成候芝之分、新水取致候節ハ、大沢之流を用水ニ引取候様、尤地形高場を切起候而用水堰上候得ハ、承元寺村古田之場所江逆水可有之ニ付、高場所江引取申間敷候、勿論古田之用水ニ相障儀決而致間敷事

とある。これは古田重視を第一として地形に則った開田を義務づけている。八項には

双方共に大沢之流、何連之分江かかり候共、川瀬付次第致置、一村之勝手を以、川取自由ニ致間舖候事

と河川の流路を勝手に変更してはならないとしている。この争論の後、沢水から取水する水田では争論がみられず、後の検地帳からも安定した生産を行なっていたことが推測される。段丘面では配水路の上流からの灌水が慣例となっていた。そして興津川掛り水田にはみられない水不足が生じ、それは大正期以降は三十五年おきに生じている。

近世期から明治初期までの農業水利の管理運営は部落の行政機構の一部として治水を中心になされてきた。そして、直接その任に当たったのは近世期の村役人、その延長としての明治期の戸長であった。管理運営の内容は治水のための蛇籠作りとその構築、用水路修理の計画実行監督などであった。これらの作業は部落全体の共同責任で引受け、それぞれの作業についての出役は所有耕地面積に関係なく部落内の各戸に対して均分割がとられた。

第1表 明治～昭和間の承元寺の戸長・区長・土木委員の階層

年次	区長	階層	土木委員			
1882(明15)	1-1	—	—	—	—	—
1887(20)	1-1	—	—	—	—	—
1892(25)	2-4	A	3-8	A	7-6	A
1897(30)	2-4	A	4-7	A	—	—
1902(35)	7-6	A	3-8	A	2-4	A
1907(40)	4-7	A	—	—	—	—
1912(45)	4-7	A	3-8	A	3-6	A
1916(大5)	7-3	A	4-7	A	—	—
1921(10)	3-6	A	2-1	B	4-6	A
1926(15)	2-4	A	6-6	B	—	—
1930(昭5)	3-8	A	6-2	A	—	—
1935(10)	3-1	A	7-7	C	5-2	A
1940(15)	5-5	A	6-2	B	—	—
1945(20)	2-4	B	6-6	B	5-5	A B
1950(25)	4-6	A	6-1	B	6-4	B B
1955(30)	1-5	A	5-6	B	7-7	B
1960(35)	5-5	A	—	—	—	—
1965(40)	3-1	A	—	—	—	—

一八八九年の町制施行にともなって、農業水利の管理運営が町行政の一部として行なわれたが、部落内では区長・土木委員が町行政の末端機関としての役割を果たすようになった。すなわち、部落内の用水施設の構築、堤防・道路の修理などとその費用の見積りの町への報告と実際の工事の実行・監督を行った。この末端機関としての役割は一九四九年以降の興津町農業協同組合の管理下においても同様であった。

町の土木行政の対象とはなり得なかつた沢水掛り水田には、大正期以降水不足にともなって番水が実施されていた。番水は三〇五年毎に行なわれ、番水の費用負担(出役も含む)をみると、いずれの年も耕作者だけの負担であった¹⁹⁾。しかし、番水実施と出役順番の決定は区の仕事とされ、土木委員がこの任に当たっていた。

昭和一〇年代より沢水掛り水田の一部がみかん園に転換されるようになり、沢水利用を個別にやめる農家が現われてきた。この後、段丘面上の水田はしだいにみかん園に転換され、その最盛時は一九六〇年前後であった。

農業用水の管理運営に直接参画した農家の部落内における階層構成をみると第一表のようであった。同表は農家番号と階層(昭和十二年に

おける水田の自作層をA、自小作層をB、小作層をCとした)で区長・土木委員の就任を示してある。これによると、区長は明治・大正期にはすべてA層の農家であった。土木委員は大正期にA・Bの農家が半々となり、昭和前期にはA層の農家とBプラスC層の農家とが半々となり、昭和後期にはすべてB層の農家となっていた。承元寺部落では、区長の階層は不変といってもよいが、農業水利の具体的管理運営作業を直接担当した土木委員は、大正期から昭和前期にかけて自小作層が参画することとなり、戦後はほとんど自小作層の担当という変容をたどってきていることが指摘される。

以上の農業水利秩序の変質をまとめると次のようになる。

第一段階 近世から明治中期まで

部落内農家の農業経営は稲作が中心であった。農業水利の管理運営は部落の重要な自治業務とされ、自作農層の主導のもとに共同管理が行なわれていた。興津川から取水する部落相互間において農業水利を契機とした結びつきはみられなかった。治水を中心とした農業水利上の競合は領主、隣接部落の仲介を得て調整が行なわれた。具体的な補修工事は部落全体の共同労働として均分割が行なわれていた。

第二段階 明治後期から昭和初期まで

興津町制の施行にともない、農業水利の管理運営は町の土木行政の一環として行なわれることとなった。部落は町の末端機関としての役割を果たすこととなり、管理運営の具体的業務を担当することとなった。そして、興津川左右岸ごとに二〜三部落の農業水利上の結合がみられた。この間に部落内では農業水利は自作農層を中心に運営されたが、大正期以後自小作・小作層の参画をみて、とくに自作農層に農業水利に対する関心の変化がみられる。

第三段階 昭和一〇年以降

この期には、農業水利の管理運営機構は町・部落とも変化をみないが、農業水利についての関心は自小作・小作層に移行していった。そして、戦後の農地改革後の農業水利は水田耕作者を中心に行なわれていたが、それもやがて全部落的に関心が薄められ、一九六四年には興津川からの取水権の売渡しが行なわれ農業水利をめぐる秩序は消滅した。

三、部落の社会経済基盤

以上のような農業水利秩序の変化をみせた興津川下流地域の社会経済基盤を農業経営と部落内の階層の変化から農業水利と関連づけてみることにする。

承元寺部落の耕地面積の変遷をみると、一五九九年（慶長四）には水田四・〇町、畑八・五町であった。これより一五〇年後の一七五六年（宝暦六）には水田二・三町、畑九・八町であり、明治初期の地租改正時には水田七・九町、畑九・六町であった。そして近世期後半には一七七三年（安永二）をはじめとして前後七回の川欠の記録²⁰が残されている。すなわち、近世期には興津川の増水や部落背後の山地からの沢水出水によって川欠、水損地が生じ、のちその起返が行なわれて田畑面積は増減を繰返していた。水田可耕地が狭小なうえ、川欠・水損地の発生も加わって農家の所有耕地は零細であった。全農家の八十%（四四戸中三五戸）が所有耕地三反未満であった²¹。この少ない田畑を補うため、部落背後の山地斜面の利用が進められていた。

一五九九年の検地帳には「油木六本、五本下々田在、荒五分引、一本上々田在」の記載がみえる。また一七五一年

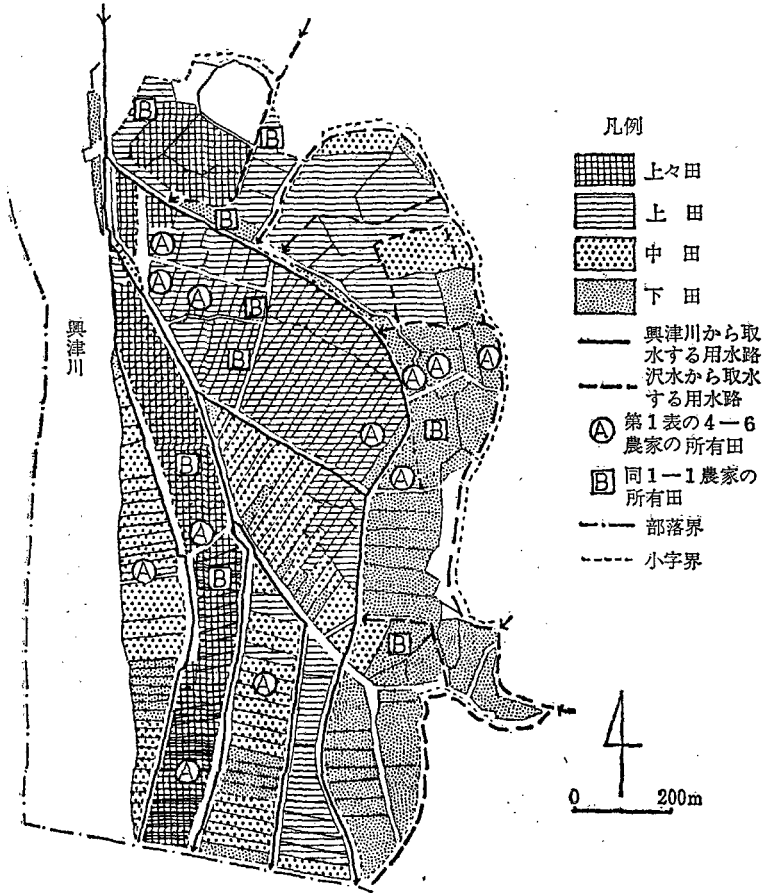
(宝曆元)の薩埵村との立合一枚絵図などには「かぞ畑」、「毒荏段」の記載が山地斜面にみえる。

興津川流域の諸部落では楮・毒荏などの商品生産によって年貢の補填が行なわれていた⁽²²⁾ので、承元寺でも農家経営のうえでかなりの比重がおかれていたと考えられる。

明治初期においても農家の大部分が極めて零細であった。一八七七年(明治四)には田畑合計一七・五町であり、これ以降、田畑面積ともに一〇町前後で増加をみていない。これに比して、一八八七年(明治二〇)に茶とみかん合わせて五町であったが、大正末にはみかん三九・六町、茶七町と著しい増加をみている。

近世期から明治中期にかけて農家経営は米麦作が中心で、それに楮、毒荏などが加えられていた。そして、農家の部落内における経済的地位は所有耕地面積によって決められていた。一八七九年の部落内農家の所有水田面積による階層別農家数は総戸数五四戸のうち五反以上二戸(近世期の名主家と酒造業を営んでいた農家)で、その他はすべて四反以下であった。

水田の生産力は農業水利上の有利不利によっても左右され、この水田の所有形態が部落の階層構成を反映している⁽²³⁾ものと考えられる。そこで当時の部落南部の水田の等級分布を田方等級仕訳帳⁽²⁴⁾によってみると第二図のごとくであった。同図により水田の等級分布をみると、全体として興津川掛り水田の等級は高く、沢水掛り水田の等級が低い傾向にあったことがわかる。そして興津川掛り水田でも、用水路上流部ほど等級が高く、下流にいくにしたがって低くなっていく。また河道に近く開発の新しい水田が高い等級を示している。しかし、開発が最も新しく河道に面して流失の恐れのある水田は等級が低くなっている。興津川掛り水田は、農業水利の面からみると治水が確立されて水田として耕作されると高い土地生産性を示していた。これに比して、沢水掛り水田のうちでも土砂の流入や耕地地流



第2図 1879年（明治12年）の承元寺部落の水田の等級分布

興津公民館：明治初期地籍図

承元寺区：明治12年（1879年）田方等級仕訳帳による。

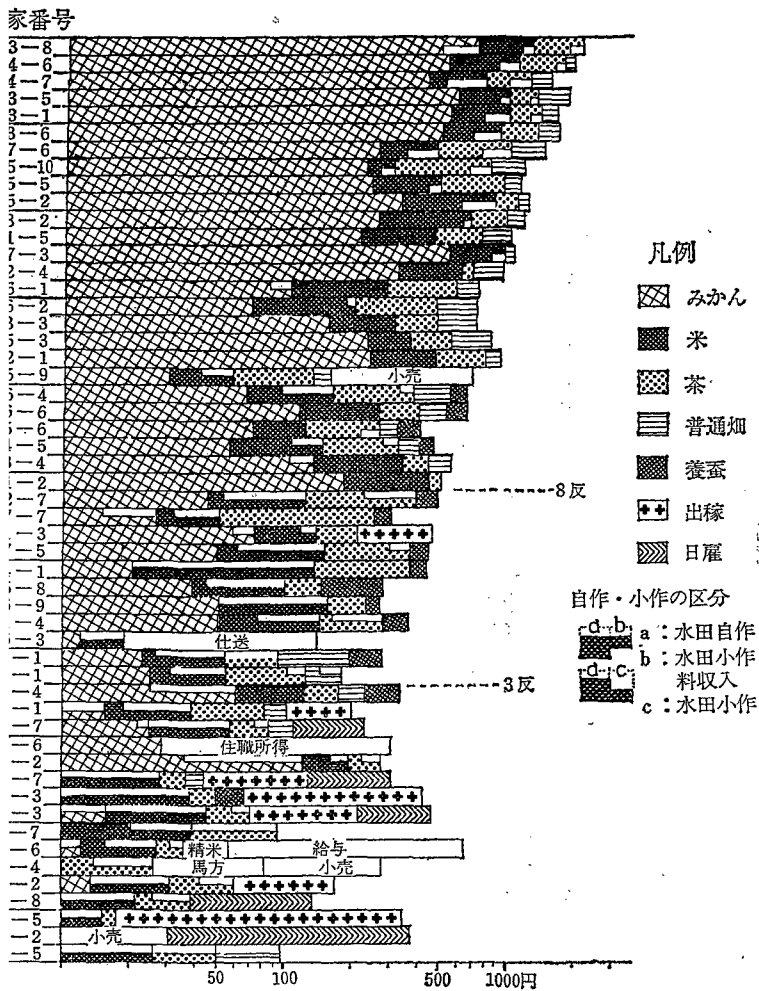
失に対して防止工事がなされ、農業水利が安全な用水路がつけられている下流部が高い土地生産性を示している。このような等級分布は必要水量が十分に供給されて用水不足の事態がほとんど起っていないかったことをも示している。各農家の水田所有をみると、A・B両農家の例にみられるように部落内の各字に分散

あり、等級の高いものから低いものまで所有している。この分散傾向は各農家が近世後半からの荒地の起返に参加して得たものといわれ、その面積の多小は起返への参加度によって決められたものといひ伝えられている。このように等級分布には農業水利上の反映がみられるが、階層構成の水田所有への反映はみられない。

一八八六年（明治一九）の産物を興津町役場の調査⁽²⁵⁾にみると、米麦以外の主産物としてはみつまた、茶をはじめ毒在実、薪があげられる。

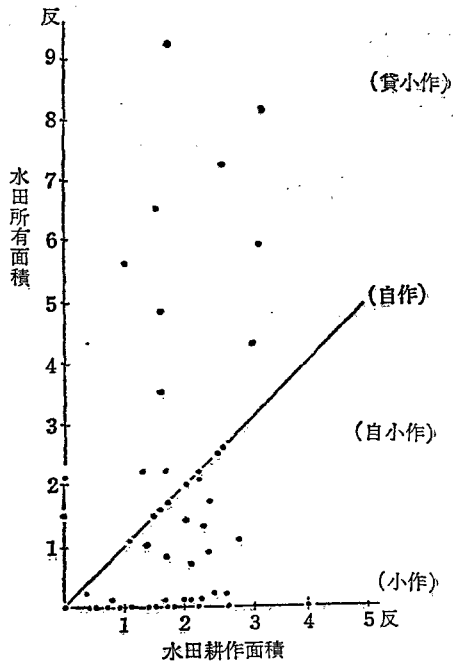
清水市域には幕末から明治初期にかけて茶が導入され、明治二〇年代に増加している。さらに明治三〇年代以後、みかん園が茶との混植の形で拡大している。承元寺における茶、みかんの導入経過は明らかでないが、一九三五年（昭和一〇）の分布を柑橘園反別取調帳⁽²⁶⁾によってみると、昭和一〇年代にはみかん園が部落背後の山地に面積三九・六町のうちの大部分が分布している。さらに注目すべきは段丘面の沢水掛り水田の一部にみかん園が進出していたことである。

この時期の一九三七年（昭和一二）の収入源とそれが各農家の総収入に占める割合を部内等級簿下調⁽²⁷⁾によってみたものが第三図である。これを見ると、所有耕地面積が八反以上（収入総額五〇〇円以上）では、収入源別からみるとみかんが五〇%以上を占め、ついで米・茶となり、水田を小作に出している。三〜八反層ではみかん収入が約半分となり、米・茶の占める割合が大きくなって水田の小作がめだつ。三反以下層ではみかん収入への依存はみられず、水田・茶のみか、農業労働力としての日雇、部落外への出稼ぎなどがみられる。このように明治以後、山地のみかん園利用がはじめられ、みかん園を増加し得た農家为上層農となっていた。農家の経営はしだいに商品作物栽培の比重が増し、昭和期に入ってはみかんへの偏重の傾向さえ生じつつあった。



第3図 1937年における承元寺の農家別の収入源割合

1. 承元寺区有 昭和12年部内等級簿下調による。
2. 順番は上より所有耕地面積の大きい順になっている。
3. 収入総額は対数グラフを使用した。



第4図 1938年における承元寺
の農家の水田所有と耕作

昭和13年承元寺区稲作統計による

のが多い。一反以下の水田所有農家は、一―三反の水田を耕作しているが、この中には自己保有田のほかに水田を多く所有する農家から小作しているものを併せているのである。ただし、他部落との水田の貸借関係はほとんどみられず、自部落内で完結している。このような水田所有と耕作の階層間にみられる水田耕作状況の相違は、各農家の行なう農業の稲作への依存度の相違を示している。すなわち、水田所有面積の大きい農家や自作農家が行なう稲作は第三図にも示されるように食糧を自給する役割しかもっていなかったものである。これに対して、水田所有の少ない自作小作層や小作層にとって稲作は主要な収入源となっていた。

ところが稲作生産にとって必要な農業水利の管理運営は、部落自治の一部として行なわれ、部落の区長・土木委員

この商品作物栽培によって農家の経済的地位はみかん、茶の販売額によって決められることとなった。このような農業構造改善期における農家の水田所有と耕作の関係をみると第四図に示すようであった。これによると、水田三反以上を所有している農家はいずれも一―三反を自作し（残りは小作に出している）、一―二反歩前後の水田所有農家は、所有水田のすべてを自作するも

に就任した地主と自作層の意見を中心として行なわれていた。この時期、これら地主・自作層の農業経営の中心はすでにみかん・茶に向けられていて、稲作経営についての関心は低められ、水田を小作地として所有水田一反前後の小作層へ貸付ける傾向にあった。したがって地主・自作層の農業水利についての関心は薄められ、その管理運営に対する積極性も高いとはいえず、農業水利についての規制にも厳しさがみられなかったのである。しかし、取水施設の修築や用水路の修理は稲作農家にとっては稲作の成否にかかわる重要条件であった。このため、それらはおもに部落を単位とする共同作業によって行なわれることとなった。

第二次大戦後の農地改革は、戦前に地主層から貸小作を受けていた水田が主対象となり、その耕作者であった自作層・小作層へ解放された。このため、旧自作・旧小作層は水田自作者となった。一九四九年には、この水田耕作者（新しい水田自作者）を中心として用水の合口と用水路の改修が行なわれている。

一九六〇年代に高度経済成長政策がとられると農業生産の選択的拡大がなされて、みかん栽培の比重はさらに強められた。一九六五年の農家台帳によると、一九六四年に水田、普通畑がなくなり、農業生産はみかん園六〇・三町、茶園六・二町によって行なわれるに至っている。耕地面積一町以上の農家は専業農家が多く（二三戸）、一町以下の農家では兼業農家が多くみられた。

みかん栽培と稲作の間に生産性の著しい開きができ、また労働配分にも競争が生じることとなった。これによって、新水田自作者もしだいに水田にみかんを栽培することとなり、やがてこれもみかん偏重の農業経営にかえていった。このように近年における水田自作者の農業経営の変化によって承元寺全部落の農業水利に対する積極性は失なわれたのである。

四、結 語

興津川下流域では、近世期に形成された個々の部落を単位とした農業水利秩序が明治中期に変質している。これはそれぞれの部落が近世期に領主を異にする藩政村であったが、明治二二年の市制・町村制の施行にもなつて一つの行政単位となつたことによるものと考えられる。さらにこれ以降の農業水利秩序は各時代の生産力水準に基礎をおいた、その時代の農業経営に適応した変質をとげている。

註および参考文献

- (1) 葉山禎作(一九六九) 近世農業発展の生産力分析。御茶の水書房。一〇三～一〇六
- (2) 古島敏雄(一九五一) 概説日本農業技術史。時潮社。三五～五八
- (3) たとえば関東農政局(一九六五) 利根川流域における農業水利の展開と農業発展。六九～二〇四、永田恵十郎(一九七一) 日本農業の水利構造。岩波書店、一七四～二五五。など。
- (4) 一九六四年以降、柑橘栽培が水稻栽培地域にも浸透し、土地利用景観も大きく変化している。
- (5) 承元寺は近隣の九部落と一八八九年に合併して興津町の一部となり、さらに一九六一年に清水市に合併され現在に至っている。
- (6) 清水市(一九六四) 清水市史中巻。吉川弘文館、二四～三一
- (7) 年平均降水量二四〇mm前後、年平均気温一六・四度、無霜期間二四〇日で冬季も氷点下になることはほとんどない。
- (8) 「出し」護岸のため、石を詰めた竹籠(蛇籠)を河川方向と直角に並べる構造物。
- (9) 興津町(一九九四) 興津町議案綴。清水市興津公民館所蔵

- (10) 興津町(一九一三) 町会議案綴。清水市興津公民館所蔵
- (11) 興津町(一九六〇) 興津町史。二四
- (12) 昭和二四年 庵原郡興津町農業協同組合より静岡県知事宛「理由書」。興津農協所蔵
- (13) 明暦三年 承元寺村より奉行所宛「乍恐辭事言上」。清水市清見寺所蔵
- (14) 明暦三年 「承元寺村小嶋村田地并河除論絵図裏書」。清水市清見寺所蔵
- (15) 文政一〇年 小嶋村より承元寺村へ「差出申一札之事」。清水市清見寺所蔵
- (16) 文政一〇年 小嶋村より承元寺村へ「為取替申一札之事」。清水市清見寺所蔵
- (17) 明治六年 横山・谷津村戸長より承元寺村戸長へ「為取替約定之事」。承元寺区有
- (18) 宝暦二年 承元寺・薩埵村より興津中宿衆中へ「差出申双方得心落口証文之事」。承元寺区有
- (19) 番水実施の初見資料として、大正元年 内田・前田番水帳。承元寺区有 がある。
- (20) 文化九年 免定書。清水市清見寺所蔵
- (21) 宝暦六年 承元寺村田畑屋敷地書上帳。承元寺区有
- (22) 山本正三(一九七三) 茶業地域の研究。大明堂。一六二
- (23) 菊地利夫(一九六七) 滝名川扇状地の水利慣行とその開発過程。地理評。四〇一。一一三。
- (24) 明治一二年 田方等級仕訳帳。承元寺区有 には一筆ごとの地番・面積・等級・所有者などが記載されている。
- (25) 興津町(一八八六) 興津宿外八ヶ町村役場関係綴。興津公民館所蔵
- (26) 昭和一〇年 柑橘園反別取調帳。承元寺区有 には所有者・耕作者・地番・面積・耕作状況などが記載されている。
- (27) 昭和一二年 部内等級簿下調。承元寺区有 これは部落内の課税基準(等級)を作成するために収入源・耕作面積・貸借関係などを調べたものである。

追記

本研究は、昭和四十九年度日本学術振興会奨励研究員の実験費に負うところが極めて大きい。